

○ 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準について（平成13年3月22日12農振第1680号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行																								
別 紙 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準	別 紙 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準																								
第1～第3 [略]	第1～第3 [略]																								
別表1 共通仮設費率適用範囲	別表1 共通仮設費率適用範囲																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">率 の 対 象 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">運 搬 費</td> <td>                     1 建設機械器具の運搬等に要する費用                      (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用                      (2) 器材等（型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（積上げ計上分を除く）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等）の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用                      (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用                      (4) 建設機械等の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用                      (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">準 備 費</td> <td>                     1 準備及び跡片付けに要する費用                      (1) 準備に要する費用                      (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用                      2 調査・測量、丁張等に要する費用                      (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用                      (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用                      (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用                      3 準備として行う以下に要する費用                      (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用（チェーンソー等による伐採作業を除く）                      (2) 除根、除草、整地、段切り（ため池及びダムの堤体部を除く）、すりつけ等に要する費用                      なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。（農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く）                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">安 全 費</td> <td>                     1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用                      2 不稼働日の保安要員等の費用                      3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料                      4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く）                      5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用                      6 酸素欠乏症の予防に要する費用                      7 粉塵作業の予防に要する費用                      8 トンネル等における防火安全対策に要する費用                      9 安全用品等に要する費用                      10 安全委員会等に要する費用                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">役 務 費</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技 術 管 理 費</td> <td>                     1 土木工事施工管理基準の品質管理に含まれる試験に要する費用                      2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用                      3 工程管理のための資料の作成等に要する費用                      4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用                      5 建設材料の品質記録保存に要する費用                      6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用                      7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用                      8 P C上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用                      9 塗装膜厚施工管理に要する費用                      10 施工管理で使用するOA機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）                      11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用                 </td> </tr> </tbody> </table>	項 目	率 の 対 象 項 目	運 搬 費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用 (2) 器材等（型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（積上げ計上分を除く）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等）の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用	準 備 費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用（チェーンソー等による伐採作業を除く） (2) 除根、除草、整地、段切り（ため池及びダムの堤体部を除く）、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。（農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く）	安 全 費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く） 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 10 安全委員会等に要する費用	役 務 費		技 術 管 理 費	1 土木工事施工管理基準の品質管理に含まれる試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 P C上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するOA機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む） 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">率 の 対 象 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">運 搬 費</td> <td>                     1 建設機械器具の運搬等に要する費用                      (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用                      (2) 器材等（型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（積上げ計上分を除く）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等）の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用                      (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用                      (4) 建設機械等の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用                      (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">準 備 費</td> <td>                     1 準備及び跡片付けに要する費用                      (1) 準備に要する費用                      (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用                      2 調査・測量、丁張等に要する費用                      (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用                      (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用                      (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用                      3 準備として行う以下に要する費用                      (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用（チェーンソー等による伐採作業を除く）                      (2) 除根、除草、整地、段切り（ため池及びダムの堤体部を除く）、すりつけ等に要する費用                      なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。（農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く）                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">安 全 費</td> <td>                     1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用                      2 不稼働日の保安要員等の費用                      3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料                      4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く）                      5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用                      6 酸素欠乏症の予防に要する費用                      7 粉塵作業の予防に要する費用                      8 トンネル等における防火安全対策に要する費用                      9 安全用品等に要する費用                      10 安全委員会等に要する費用                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">役 務 費</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技 術 管 理 費</td> <td>                     1 土木工事施工管理基準の品質管理に含まれる試験に要する費用                      2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用                      3 工程管理のための資料の作成等に要する費用                      4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用                      5 建設材料の品質記録保存に要する費用                      6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用                      7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用                      8 P C上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用                      9 塗装膜厚施工管理に要する費用                      10 施工管理で使用するOA機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）                      11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用                 </td> </tr> </tbody> </table>	項 目	率 の 対 象 項 目	運 搬 費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用 (2) 器材等（型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（積上げ計上分を除く）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等）の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用	準 備 費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用（チェーンソー等による伐採作業を除く） (2) 除根、除草、整地、段切り（ため池及びダムの堤体部を除く）、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。（農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く）	安 全 費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く） 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 10 安全委員会等に要する費用	役 務 費		技 術 管 理 費	1 土木工事施工管理基準の品質管理に含まれる試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 P C上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するOA機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む） 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用
項 目	率 の 対 象 項 目																								
運 搬 費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用 (2) 器材等（型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（積上げ計上分を除く）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等）の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用																								
準 備 費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用（チェーンソー等による伐採作業を除く） (2) 除根、除草、整地、段切り（ため池及びダムの堤体部を除く）、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。（農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く）																								
安 全 費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く） 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 10 安全委員会等に要する費用																								
役 務 費																									
技 術 管 理 費	1 土木工事施工管理基準の品質管理に含まれる試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 P C上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するOA機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む） 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用																								
項 目	率 の 対 象 項 目																								
運 搬 費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用 (2) 器材等（型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（積上げ計上分を除く）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等）の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用																								
準 備 費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用（チェーンソー等による伐採作業を除く） (2) 除根、除草、整地、段切り（ため池及びダムの堤体部を除く）、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。（農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く）																								
安 全 費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く） 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 10 安全委員会等に要する費用																								
役 務 費																									
技 術 管 理 費	1 土木工事施工管理基準の品質管理に含まれる試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 P C上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するOA機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む） 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用																								

営 繕 費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現場事務所、労務者宿舎、倉庫等の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用</li> <li>2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用</li> <li>3 労務者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用（海上輸送等での労務者の輸送に要する費用は除く）</li> <li>4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事）</li> </ol>
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

率に別途加算できる項目	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建設機械器具の運搬等に要する費用               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用</li> <li>(2) 器材のうち、スライディングセントルの搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用</li> </ol> </li> <li>2 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板等）の運搬に要する費用</li> <li>3 干拓工事・海岸工事に係る工事の施工に必要な船舶等の回航に要する費用</li> <li>4 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用 <u>（運搬中の本体賃料・損料及び分解・組立時の本体賃料を含む）</u></li> <li>5 建設機械器具、仮設材及び建設機械の輸送における自動車航送船使用料に要する費用 （運搬中の本体賃料・損料を含む）</li> <li>6 その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 伐開、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用</li> <li>2 伐開、除根、除草等に要する費用（農用地造成工事）</li> <li>3 チェーンソー等により樹木を伐採するための費用</li> <li>4 照査等に特別な機器や作業が必要となる場合の費用               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) コンクリート補修工事に係る設計図書の照査（補修範囲の確認等）に伴う高圧洗浄機等による洗浄作業に要する費用</li> <li>(2) 地下埋設物等を確認するための試掘に要する費用</li> </ol> </li> <li>5 その他、工事施工上必要な準備等に要する費用</li> </ol>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特別仕様書、設計図書等により条件明示される費用               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用</li> </ol> </li> <li>2 干拓工事・海岸工事において、危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料</li> <li>3 高圧作業の予防に要する費用</li> <li>4 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用</li> <li>5 ダム工事における岩石掘削時に必要な発破監視のための費用</li> <li>6 その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特別仕様書、設計図書等により条件明示される費用               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用</li> </ol> </li> <li>2 干拓工事・海岸工事において、危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料</li> <li>3 高圧作業の予防に要する費用</li> <li>4 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用</li> <li>5 ダム工事における岩石掘削時に必要な発破監視のための費用</li> <li>6 その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</li> </ol>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現場工作場、材料置場等の土地借上げに要する費用（営繕に係る用地は除く）</li> <li>2 電力、用水等の基本料金</li> <li>3 電力設備用工事負担金</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現場工作場、材料置場等の土地借上げに要する費用（営繕に係る用地は除く）</li> <li>2 電力、用水等の基本料金</li> <li>3 電力設備用工事負担金</li> </ol>

営 繕 費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現場事務所、労務者宿舎、倉庫等の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用</li> <li>2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用</li> <li>3 労務者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用（海上輸送等での労務者の輸送に要する費用は除く）</li> <li>4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事）</li> </ol>
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

率に別途加算できる項目	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建設機械器具の運搬等に要する費用               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用</li> <li>(2) 器材のうち、スライディングセントルの搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用</li> </ol> </li> <li>2 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板等）の運搬に要する費用</li> <li>3 干拓工事・海岸工事に係る工事の施工に必要な船舶等の回航に要する費用</li> <li>4 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用</li> <li>5 建設機械器具、仮設材及び建設機械の輸送における自動車航送船使用料に要する費用 （運搬中の本体賃料・損料を含む）</li> <li>6 その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 伐開、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用</li> <li>2 伐開、除根、除草等に要する費用（農用地造成工事）</li> <li>3 チェーンソー等により樹木を伐採するための費用</li> <li>4 照査等に特別な機器や作業が必要となる場合の費用               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) コンクリート補修工事に係る設計図書の照査（補修範囲の確認等）に伴う高圧洗浄機等による洗浄作業に要する費用</li> <li>(2) 地下埋設物等を確認するための試掘に要する費用</li> </ol> </li> <li>5 その他、工事施工上必要な準備等に要する費用</li> </ol>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特別仕様書、設計図書等により条件明示される費用               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用</li> </ol> </li> <li>2 干拓工事・海岸工事において、危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料</li> <li>3 高圧作業の予防に要する費用</li> <li>4 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用</li> <li>5 ダム工事における岩石掘削時に必要な発破監視のための費用</li> <li>6 その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特別仕様書、設計図書等により条件明示される費用               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用</li> </ol> </li> <li>2 干拓工事・海岸工事において、危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料</li> <li>3 高圧作業の予防に要する費用</li> <li>4 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用</li> <li>5 ダム工事における岩石掘削時に必要な発破監視のための費用</li> <li>6 その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</li> </ol>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現場工作場、材料置場等の土地借上げに要する費用（営繕に係る用地は除く）</li> <li>2 電力、用水等の基本料金</li> <li>3 電力設備用工事負担金</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現場工作場、材料置場等の土地借上げに要する費用（営繕に係る用地は除く）</li> <li>2 電力、用水等の基本料金</li> <li>3 電力設備用工事負担金</li> </ol>

- 1 特別な品質管理等に要する費用
  - (1) 溶接試験における放射線透過試験（現場）に要する費用
  - (2) 管路における水圧試験及び漏水試験に要する費用
  - (3) 土質試験（土木工事施工管理基準の品質管理に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用
  - (4) コンクリート補修工事における品質管理試験（土木工事施工管理基準の品質管理に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用
- 2 現場条件等により積上げを要する費用
  - (1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用
  - (2) 試験盛土等の工事に要する費用
  - (3) 施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器（鉄筋探査器等）に要する費用
  - (4) コンクリート補修工事における事前試験に要する費用
- 3 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用
- 4 I C T建設機械に要する以下の費用
  - (1) 保守点検
  - (2) システム初期費
  - (3) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用
- 5 その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

- 1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持、補修、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事を除く）
- 2 海上輸送等での労務者の輸送に要する費用
- 3 その他、工事施工上必要な営繕等に要する費用

- 1 特別な品質管理等に要する費用
  - (1) 溶接試験における放射線透過試験（現場）に要する費用
  - (2) 管路における水圧試験及び漏水試験に要する費用
  - (3) 土質試験（土木工事施工管理基準の品質管理に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用
  - (4) コンクリート補修工事における品質管理試験（土木工事施工管理基準の品質管理に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用
- 2 現場条件等により積上げを要する費用
  - (1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用
  - (2) 試験盛土等の工事に要する費用
  - (3) 施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器（鉄筋探査器等）に要する費用
  - (4) コンクリート補修工事における事前試験に要する費用
- 3 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用
- 4 I C T建設機械に要する以下の費用
  - (1) 保守点検
  - (2) システム初期費
  - (3) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用
- 5 その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

- 1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持、補修、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事を除く）
- 2 海上輸送等での労務者の輸送に要する費用
- 3 その他、工事施工上必要な営繕等に要する費用

別表2 共通仮設費率

1-(1)

工種区分	対象金額	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	
	適用区分	2の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。			
	下記の率とする。	a	b		
ほ場整備工事	300万円以下	13.28%	117.0	-0.1459	5.69%
農用地造成工事	300万円以下	15.63%	142.9	-0.1484	6.60%
<u>農道工事</u>	<u>[削る。]</u>	<u>[削る。]</u>	<u>[削る。]</u>	<u>[削る。]</u>	<u>[削る。]</u>
水路トンネル工事	300万円以下	22.74%	518.8	-0.2097	6.73%
水路工事	300万円以下	12.45%	91.3	-0.1336	5.73%
<u>排水路工事</u>	300万円以下	13.22%	104.0	-0.1383	5.92%
管水路工事	300万円以下	13.78%	151.6	-0.1608	5.41%
畑かん施設工事	300万円以下	13.17%	62.5	-0.1044	7.18%
コンクリート補修工事	300万円以下	12.01%	119.4	-0.1540	4.91%
その他土木工事（1）	300万円以下	18.70%	349.9	-0.1964	5.98%
その他土木工事（2）	300万円以下	15.77%	124.8	-0.1387	7.05%

1-(2)

工種区分	対象金額	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	
	適用区分	2の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。			
	下記の率とする。	a	b		
<u>河川工事</u>	600万円以下	<u>12.53%</u>	<u>238.6</u>	<u>-0.1888</u>	<u>4.77%</u>
海岸工事	600万円以下	13.08%	407.9	-0.2204	4.24%
<u>道路改良工事</u>	600万円以下	<u>12.78%</u>	<u>57.0</u>	<u>-0.0958</u>	<u>7.83%</u>
<u>舗装工事</u>	600万円以下	<u>17.09%</u>	<u>435.1</u>	<u>-0.2074</u>	<u>5.92%</u>

別表2 共通仮設費率

1-(1)

工種区分	対象金額	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	
	適用区分	2の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。			
	下記の率とする。	a	b		
ほ場整備工事	300万円以下	13.28%	117.0	-0.1459	5.69%
農用地造成工事	300万円以下	15.63%	142.9	-0.1484	6.60%
<u>農道工事</u>	300万円以下	<u>14.95%</u>	<u>112.8</u>	<u>-0.1355</u>	<u>6.80%</u>
水路トンネル工事	300万円以下	22.74%	518.8	-0.2097	6.73%
水路工事	300万円以下	12.45%	91.3	-0.1336	5.73%
<u>河川及び排水路工事</u>	300万円以下	13.22%	104.0	-0.1383	5.92%
管水路工事	300万円以下	13.78%	151.6	-0.1608	5.41%
畑かん施設工事	300万円以下	13.17%	62.5	-0.1044	7.18%
コンクリート補修工事	300万円以下	12.01%	119.4	-0.1540	4.91%
その他土木工事（1）	300万円以下	18.70%	349.9	-0.1964	5.98%
その他土木工事（2）	300万円以下	15.77%	124.8	-0.1387	7.05%

1-(2)

工種区分	対象金額	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	
	適用区分	2の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。			
	下記の率とする。	a	b		
<u>[新設]</u>	600万円以下	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>
海岸工事	600万円以下	13.08%	407.9	-0.2204	4.24%
<u>[新設]</u>	600万円以下	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>
<u>[新設]</u>	600万円以下	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>

1-(3)・1-(4) [略]

2 [略]

別表3 共通仮設費率の補正

適用条件		補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分		
一般交通影響有り <u>(1)-1</u>	舗装工事	1.4	1
一般交通影響有り <u>(2)-1</u>	舗装工事		
市街地 (DID補正) <u>(1)-1</u>	舗装工事		
一般交通影響有り <u>(1)-2</u>	舗装工事以外の工種*	1.3	2
一般交通影響有り <u>(2)-2</u>	舗装工事以外の工種*	1.2	3
市街地 (DID補正) <u>(1)-2</u>	舗装工事以外の工種*	1.2	4
山間僻地及び離島	全ての工種*	1.3	5
中山間地域	全ての工種*	1.1	6

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

注1) [略]

注2) 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。  
[\[https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiki\\_ruikei/setsumei.html\]](https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiki_ruikei/setsumei.html)

注3) [略]

別紙

運搬費の算定

1 質量20t以上の建設機械の貨物自動車による運搬

質量20t以上の建設機械器具の搬入又は搬出の積算は運搬車両1台ごとに次式により行うものとする。

$$U_K = [A_1 \cdot (1 + C_1 + C_4) + A_2 \times C_2 + A_3 \times C_3 + B] \cdot D + M + K \text{ (又は } K') \text{}$$

U<sub>K</sub> : 貨物自動車による運搬費

A<sub>1</sub> : 基本運賃料金

各運輸局の公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。

なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また、基本運賃料金の10%の範囲での増減運用は一般の場合は適用しない。

A<sub>2</sub> : 悪路割増区間基本運賃料金

各運輸局の公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。

なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離のうち、悪路区間の距離とする。

A<sub>3</sub> : 冬期割増区間基本運賃料金

各運輸局の公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。

1-(3)・1-(4) [略]

2 [略]

別表3 共通仮設費率の補正

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	[新設]	対象		
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]	[新設]		
[新設]	[新設]	[新設]		
一般交通影響有り (1)	[新設]	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1
一般交通影響有り (2)	[新設]	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	2
市街地 (DID補正)	[新設]	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3
山間僻地及び離島	[新設]	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

注1) [略]

[新設]

注2) [略]

別紙

運搬費の算定

1 質量20t以上の建設機械の貨物自動車による運搬

質量20t以上の建設機械器具の搬入又は搬出の積算は運搬車両1台ごとに次式により行うものとする。

$$U_K = [A_1 \cdot (1 + C_1 + C_4) + A_2 \times C_2 + A_3 \times C_3 + B] \cdot D + M + K \text{ (又は } K') \text{}$$

U<sub>K</sub> : 貨物自動車による運搬費

A<sub>1</sub> : 基本運賃料金

各運輸局の公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。

なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また、基本運賃料金の10%の範囲での増減運用は一般の場合は適用しない。

A<sub>2</sub> : 悪路割増区間基本運賃料金

各運輸局の公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。

なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離のうち、悪路区間の距離とする。

A<sub>3</sub> : 冬期割増区間基本運賃料金

各運輸局の公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。

なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離のうち、冬期割増区間の距離とする。

B : 諸料金

(イ) 地区割増料 ..... 適用する。

**[削る。]**

C<sub>1</sub>~ C<sub>4</sub> : 運賃割増率

C<sub>1</sub> : 特大品割増 (表-1)

C<sub>2</sub> : 悪路割増 ..... 適用する。

C<sub>3</sub> : 冬期割増 ..... 適用する。

C<sub>4</sub> : 深夜早朝割増 ..... 適用する。

その他の割増率は適用しない。

D : 運搬車両の台数

1を代入する。

M : その他の諸料金

K : 運搬される建設機械の運搬中の賃料

K' : 運搬される建設機械の運搬中の損料

運搬される建設機械 (被運搬建設機械) の運搬中の賃料及び損料を計上する。

(1)・(2) [略]

2 [略]

3 賃料適用の**重建設機械**の分解組立時にかかる本体賃料

4 [略]

なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離のうち、冬期割増区間の距離とする。

B : 諸料金

(イ) 地区割増料 ..... 適用する。

**(ロ) 車両割増料 ..... 適用しない。**

C<sub>1</sub>~ C<sub>4</sub> : 運賃割増率

C<sub>1</sub> : 特大品割増 (表-1)

C<sub>2</sub> : 悪路割増 ..... 適用する。

C<sub>3</sub> : 冬期割増 ..... 適用する。

C<sub>4</sub> : 深夜早朝割増 ..... 適用する。

その他の割増率は適用しない。

D : 運搬車両の台数

1を代入する。

M : その他の諸料金

K : 運搬される建設機械の運搬中の賃料

K' : 運搬される建設機械の運搬中の損料

運搬される建設機械 (被運搬建設機械) の運搬中の賃料及び損料を計上する。

(1)・(2) [略]

2 [略]

3 賃料適用の**トラッククレーン及びクローラクレーン**の分解組立時にかかる本体賃料

4 [略]